育児休業者復帰促進　　行動計画

　　　　　　社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　　2022年２月１日　～　2027年１月３１日までの５年間

２．内容

目標１：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

＜対策＞

●　2022年２月～　全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する

●　2022年３月～　育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標２：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

　●　2022年１０月～　社員のニーズの把握、検討開始

　●　202３年　２月～　制度導入

　　　　　　　　　　　　社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知